

平成30年度三木町農業委員会  
12月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成30年度三木町農業委員会  
12月定例会議事録

(会 期) 1日間  
(開催年月日) 平成30年12月20日  
(会議時間) 14:00～15:00  
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室  
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数17名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之(欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地改良届について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

## 事務局

それでは、12月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等19件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、井戸委員、鎌倉委員です。定例会議事録署名委員につきましては、渡辺委員と佐竹委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

## 会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

- |     |      |         |     |        |
|-----|------|---------|-----|--------|
| 番号1 | 申請地  | 池戸字上池   | 1筆  | 137㎡   |
|     | 地目   | 田       | 1筆  |        |
|     | 譲渡理由 | 労力不足    |     |        |
|     | 譲受理由 | 隣接地の取得  |     |        |
|     | 権利   | 所有権移転贈与 |     |        |
| 番号2 | 申請地  | 鹿庭字下所   | 15筆 | 5,110㎡ |
|     | 地目   | 田       | 15筆 |        |
|     | 譲渡理由 | 農業廃止    |     |        |
|     | 譲受理由 | 新規就農    |     |        |
|     | 権利   | 所有権移転売買 |     |        |
| 番号3 | 申請地  | 鹿庭字氷下所  | 3筆  | 1,976㎡ |
|     | 地目   | 田       | 3筆  |        |
|     | 譲渡理由 | 高齢化     |     |        |
|     | 譲受理由 | 経営規模の拡大 |     |        |
|     | 権利   | 所有権移転売買 |     |        |
| 番号4 | 申請地  | 田中字中    | 1筆  | 438㎡   |
|     | 地目   | 畑       | 1筆  |        |
|     | 譲渡理由 | 高齢化     |     |        |
|     | 譲受理由 | 経営規模の拡大 |     |        |
|     | 権利   | 所有権移転売買 |     |        |
| 番号5 | 申請地  | 田中字上田中  | 8筆  | 4,651㎡ |

地 目：田5筆、畑3筆  
譲渡理由：農業廃止  
譲受理由：経営規模の拡大  
権 利：所有権移転売買

番号6 申請地：奥山字津柳下 1筆 415㎡  
地 目：田1筆  
譲渡理由：兄弟への贈与  
譲受理由：兄弟より受贈  
権 利：所有権移転贈与

番号7 申請地：小菘字足田打 1筆 448㎡  
地 目：田1筆  
譲渡理由：労力不足  
譲受理由：隣接地の取得  
権 利：所有権移転贈与

番号1について説明します。

番号1については、譲受人の耕作面積とこのたび取得する面積とあわせて4,000㎡に満たないケースですが、申請地が譲受人の農地を使ってしか行けない農地であるため、場所の制約の関係上、農地法第3条の下限面積を満たさなくても許可できる案件の例外になります。

番号2について説明します。

番号2については、農業を廃止する譲渡人から農地等をすべて購入するものです。下限面積等も問題ありません。

番号3について説明します。

番号3については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号4について説明します。

番号4については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号5について説明します。

番号5については、譲受人の経営規模拡大になります。下限面積等も問題ありません。

番号6について説明します。

番号6については、兄弟間での贈与になります。下限面積等も問題ありません。

番号7について説明します。

番号7については、隣接地の取得になります。下限面積等も問題ありません。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

## 12番委員

番号1については、場所が砂入保育園の近くになります。譲渡人は町外に住んでおり、毎回来る

のが難しく、隣接農地の所有者に耕作してくださいと、話がまとまり、また、譲受人しか使えないという状況のため、4,000㎡を満たしていませんが、3条の例外として申請しています。

会長

番号2については、みき山荘の近くになります。譲渡人は町外に住んでおり、いところから農地及び家をすべて購入するという形で話ができたということです。

番号3について、譲渡人が高齢のため譲受人が借地で耕作していた農地を購入したものです。

7番委員

農地の隣に住んでいる人へ売買するもので、特に問題はないと思います。

6番委員

譲渡人が高齢で耕作できない、また跡継ぎも耕作しないということで、経営規模拡大したい譲受人と話がまとまったものです。

会長

番号6について、町外に住んでいる兄が耕作に来るのが不便になったため、地元に住んでいる弟へ贈与するものです。

10番委員

譲渡人の労力不足により、隣接地所有の譲受人が耕作するというので、話がまとまったものです。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：池戸字丁田 1筆 322㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：太陽光発電設備

番号2 申請地：鹿庭字氷上所 1筆 227㎡  
地目：畑1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 437.02㎡  
造成時期：昭和27年頃から

番号3 申請地：氷上字南中川 1筆 139㎡  
地目：田1筆  
現況：宅地1筆  
目的：宅地拡張  
併用地：宅地 346.23㎡  
造成時期：平成5年頃から

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他所有農地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字西山田 2筆 2,876.05㎡  
地目：田2筆  
現況：田2筆  
目的：農地造成  
権利の種類：賃借権設定

併用地：一時転用  
平成34年1月31日まで

番号2 申請地：井上字西山田 3筆 3,047㎡  
地目：田3筆  
現況：田3筆  
目的：事務所兼作業所 1棟 854.70㎡  
権利の種類：所有権移転売買

番号3 申請地：井上字西山田 3筆 1,645㎡  
地目：畑3筆  
現況：畑3筆  
目的：駐車場  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：宅地 848.79㎡

番号4 申請地：鹿庭字下所 4筆 668㎡  
地目：田4筆  
現況：宅地4筆  
目的：宅地拡張  
権利の種類：所有権移転売買  
併用地：宅地等 670.53㎡  
造成時期：昭和50年頃から

番号5 申請地：氷上字南氷谷原 1筆 443㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：住宅2階建 1棟 74.73㎡  
車庫 1棟 29.11㎡  
権利の種類：所有権移転売買

番号6 申請地：氷上字南中川 1筆 499㎡  
地目：田1筆  
現況：田1筆  
目的：住宅2階建 1棟 105.16㎡  
車庫 1棟 34.20㎡  
権利の種類：使用貸借権設定

番号7 申請地：上高岡字鍛冶 1筆 442㎡  
地目：田1筆

現 況：田 1 筆  
目 的：住宅 2 階建 1 棟 66.24 m<sup>2</sup>  
車庫 1 棟 36 m<sup>2</sup>  
権利の種類：使用貸借権設定  
併 用 地：宅地 57.43 m<sup>2</sup>

番号 8 申 請 地：井戸字川西 3 筆 1,034 m<sup>2</sup>  
地 目：畑 3 筆  
現 況：畑 3 筆  
目 的：貸資材置場  
権利の種類：所有権移転売買  
併 用 地：宅地 300 m<sup>2</sup>

番号 1 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 2 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 3 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 4 について説明します。

当該申請につきましては、無断転用ではありますが、周辺農地に影響を与えているものではなく、必要性もあったことや、代替性も検討されており、土地改良区の同意も添付されておりました。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 5 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 6 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号 7 について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込みがあること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が

提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号8について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いいたします。

#### 17番委員

それでは、現地調査の報告を行います。12月分の農地法関連の申請について去る、平成30年12月14日(金)の午前9時から4条申請3件、5条申請8件につきまして、協会長、高尾職務代理人、鎌倉守委員(当番委員)、事務局2名の合計5名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請番号2、3、5条申請番号4です。これらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。5条申請番号1については、隣接農地所有者1名と、連絡がつかないとのことで、同意が得られていません。現場を確認したところ、転用地と十分に離れていたため、営農に影響はないと判断いたしました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

#### 12番委員

4条申請番号1について、場所は農学部駅の南側ですが、数年耕作されておらず、今回太陽光発電をするという計画になりました。特に問題はありません。

会長

4条申請番号2について、山大寺池の南側近くになります。農地と家を売却しようとしたところ、無断転用が発覚したため、是正するものです。

5条申請番号4について、議案第1号の3条申請番号2と関連しています。農地と家を売却しようとしたところ、無断転用が発覚したために、是正するということです。

#### 3番委員

4条申請番号3と5条申請番号6について、娘婿が既存住宅の北側に家を新築する際に発覚した無断転用の是正と、新築住宅を建てる農地を使用貸借権設定で転用申請するものです。

#### 18番委員

5条申請番号1について、譲渡人の農地を隣の農地と高さを揃えるため、一時転用で農地造成をするものです。

5条申請番号2について、東山産業の近くの信号から西に行ったところですが、現在駒足に2か所に分かれて営業を行っている譲受人が、事業所が手狭になったため、2つに分かれている事業所を1つにまとめ、移転するという事です。

5条申請番号3について、同じ譲受人ですが、番号2の西側で譲渡人の宅地及び農地を使って従業員の駐車場にするというものです。

### 13番委員

5条申請番号5について、サンサン館から南に行ったところになります。譲受人が土地を買って家を建てるということで、特に問題はないと思います。

### 8番委員

5条申請番号7について、孫の家を建てるということで、特に問題はないと思います。

### 事務局

5条申請番号8について、担当農業委員が欠席のため事務局より説明します。申請地は鴨部川の東側で、譲受人の会社の資材置場として使用されている併用地である宅地に隣接しており、拡張する形で全体的に資材置場として使用する計画です。譲渡人も長らく耕作しておらず、譲受人と話がまとまったということで申請がされたものです。

### 会長

ありがとうございました。何か、質問等ある委員の方がいれば挙手等お願いいたします。

### 委員一同

(無し)

### 会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

### 委員一同

(挙手)

### 会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

### 委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 99㎡  
地 目：畑  
目 的：農業用倉庫

番号1について説明します。

番号1については、昭和50年頃に農業用の農機具を補完する場所がなかったということで、倉庫を建築したものです。倉庫周辺に農地を所有しており、この場所が面積的にも適していたため、選定されたものです。今回申請人が相続した際に発覚し、面積が200㎡未満の99㎡ため、非農地の申請範囲内ということで、申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が18件、再設定が42件、所有権3件で合計63件になります。総設定面積は212,266㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条

第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は7件で、総設定面積30,385㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

議案第5号の番号53についてですが、坂出市の法人が受け手になっていますが、どのようにされるのですか。

事務局

受け手の構成員の出里が田中になります。住まいは坂出になりますが、農機具等は、田中に置いてあるということです。

会長

他に何かご意見はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地改良届につい

て、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地改良届について

番号1 申請地：井上字西山田 8, 649㎡

地 目：田4筆

改良目的：ハウス建設のための整地

工事内容：あま土による盛土、締固め

番号1について説明します。

申請人が先月の定例会で諮り農地を借りたということで、その農地にいちごハウスを建てるため、整地をする目的で改良届が出されたものです。

12番委員

場所はどこになりますか。また、面積が大きいですが、農道水路はありますか。

事務局

尾崎地区になります。また、基盤整備地なので、農道水路等は含まれていません。

12番委員

面積が大きいので、同意をもらう必要があるのでは。

事務局

隣接農地の方とは話をしてもらっていますし、書面でも同意をもらっていますので、問題はないと思います。

12番委員

開発協議も同時進行していますか。

事務局

開発協議については、30cmの盛土を行うということで、面積は広いですが、開発協議は不要と聞いています。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで終わります。続きまして、報告案件、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：田中字十川境 6, 669㎡  
地目：田5筆  
解約日：平成30年11月25日  
解約理由：借り手の変更

番号2 申請地：氷上字長清 1, 473㎡  
地目：田2筆  
解約日：平成30年12月4日  
解約理由：高齢化

番号1について、借り手の変更で、既に農地機構を通じて新たな借り手への話ができています。  
番号2について、残存小作であり、高齢化のため解約します。解約後につきましては、農地機構への申し込みがされています。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：田中 4, 212㎡  
地目：田4筆  
解約日：平成30年11月27日  
解約理由：売買のため

番号1について、議案第1号3条申請番号5において、売買するために解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年12月 日

会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_